

東海学園大学学則（改正案）

（平成24年4月1日 改正施行）

学校法人 東海学園

東海学園大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東海学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園(以下「学園」という。)創立の精神を基本として、勤儉誠実の信念と共生きの理念とをもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。

2 前項の目的のため、本学は共生教育を基礎とする総合的な教養教育により人間性の涵養に努め、社会的要請に応じて幅広い職業人の養成を行い、また必要な免許・資格等を取得させる。

第2節 組織

(学部、学科及び教育方針)

第2条 本学に、次の学部学科を置く。

経営学部 経営学科

人文学部 人文学科

教育学部 教育学科

スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科

健康栄養学部 管理栄養学科

第2条の2

(1) 経営学部

経営学部経営学科は、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営の基本を教育する。あわせて、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を培う総合的教育を行い、確かな知識・技能を身に付けた人材の養成を目指す。

(2) 人文学部

人文学部人文学科は、人文学の研究成果に基づき、人間の心理・行動・発達の解明、コミュニケーション能力の向上及び社会と文化の理解を通じて人間教育を行い、地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材を養成する。

(3) 教育学部

教育学部教育学科は幼稚園教諭、保育士、小学校・中学校・高等学校の教諭あるいは養護教諭として人を慈しみ、使命感を抱いて社会貢献を行うことができる保育者・教育者を養成する。

(4) スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科は、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的、精神的、文化的な健康観を科学的、総合的に探究し、健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性をもった人材を養成する。

(5) 健康栄養学部

健康栄養学部管理栄養学科は、国民の健康保持増進に貢献する栄養士、管理栄養士などを養成する。病院や学校、福祉施設、事業所給食施設などの現場にて「食」を通じて健康を支える専門的な人材を養成する。

(学生定員)

第3条 学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員
経営学部	経営学科	230人	5人	930人
人文学部	人文学科	200	5	810
教育学部	教育学科	150	5	610
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	235	5	950
健康栄養学部	管理栄養学科	80	--	320
合計		895	20	3,620

(大学院)

第4条 本学に、大学院(経営学研究科)を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

(共生文化研究所)

第5条 本学に、附属共生文化研究所(以下「共生文化研究所」という。)を置く。

2 共生文化研究所に関する規則は別に定める。

(図書館)

第6条 本学に附属図書館(以下「図書館」という。)を置く。

2 図書館の利用、運営等に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に学長及び副学長及び学監及び学部長を置く。

2 本学に教育職員として教授、准教授、講師、助教を置き、必要に応じて助手を置く。

3 本学に事務局長、事務職員及びその他の職員を置く。

第4節 大学評議会及び教授会

(大学評議会)

第8条 本学における重要事項を審議するため大学評議会(以下「評議会」という。)を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

- (3) 学監
- (4) 大学院研究科長
- (5) 学部長
- (6) 図書館長
- (7) 事務局長

3 前項各号に規定する者のほかに学長が指名する教職員を評議会に加えることができる。

4 評議会は学長が招集し、議長となる。

5 評議会は次の事項について審議する。

- (1) 学則その他重要規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学生の定員に関する事項
- (3) 学部その他部局の連絡調整に関する事項
- (4) 人事の基本計画に関する重要事項
- (5) その他本学の運営に関し、大学評議会が必要と認める事項

6 前各項のほか、評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 各学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の教授、准教授、講師、助教で組織する。

3 教授会は、学部長が招集し、学部長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 教育課程並びに教育研究に関する組織及び運営に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関する事項
- (3) 学則及び本学の教育に関する諸規定に関する事項
- (4) 試験及び単位認定に関する事項
- (5) 教育職員の人事に関する事項
- (6) 前各号のほか、本学の運営に関し学長が必要と認めた事項

4 前各項のほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分け、それぞれセメスターとする。ただし、春学期の終了日及び秋学期の開始日については年度により変更することがある。

- (1) 春学期 4月1日から9月20日まで
- (2) 秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 11月7日

- (4) 春期休業日、夏期休業日、冬期休業日に関しては別に定める。
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日において、授業を行うことができる。
- 3 学長は第1項に定めるものの他、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 修業年限、入退学、教育課程及び履修方法等

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限・在学年限)

第13条 本学の修業年限は4年とし、8年まで在学することができる。

- 2 再入学または転入学者の修業年限は、過去に履修した授業科目及び在学期間等を考慮の上、教授会の議を経て学長が決定し、本人に通知する。
- 3 再入学又は転入学者は、通知を受けた修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、毎年度の始めとする。

- 2 前項の他にも学期の区分に従い、入学することができる。

(入学資格)

第15条 次の各号の一に該当する者は、本学に入学する資格を有する。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学出願)

第16条 入学を志願する者は、本学所定の入学願書、調査書、学業成績証明書、卒業又は卒業見込証明書、3か月以内に撮影した所定規格の写真に入学検定料を添えて指定期間内に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続・入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けたものは、所定の期日までに、保証人連署の誓約書その他所定の書類に学納金を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者には、学長は入学を許可する。

(保証人)

第19条 保証人は、独立の生計を立て学生の身上に係る一切の責任を負う者とし、学生入学時の親権者若しくは後見人又は本学の承諾する者とする。

2 保証人が死亡し又は保証人がその責任を負うことができなくなった場合若しくは本学が保証人を不適当と認めたときは、新たに保証人を定め、あらためて誓約書を提出しなければならない。

3 保証人が、住所の移転その他により連絡先の変更を生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(編入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学第3年次に編入学を志願する者については、学力、体力等について選考の上、入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 学校教育施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に規定する者

2 編入学を許可された者が既に履修した学科目及び修得単位の取扱は、教授会の議を経て学長が決定する。

3 編入学した者が本学において修得すべき単位数は、別に定める。

(転学部・転学科)

第21条 本学学生にして、他の学部学科に移籍を希望する者は、学長に願い出て欠員のある場合、選考の上、1・2年次に限り許可することがある。

2 転学部・転学科を許可された者が既に履修した学科目及び取得単位の取扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

3 転学部・転学科した者が取得すべき単位数は、別に定める。

(再入学・転入学)

第22条 本学を退学した者で、本学の同一学部学科へ再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学以外の大学を卒業又は退学した者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前2項の規定により再入学又は転入学を許可された者が、他の大学において履修した授業科目及びその単位の取扱並びに転入年次の決定その他必要な事項は、教授会の議を経て学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目は、全学共通科目群、専門科目群、演習科目群及び免許・資格関連科目群に区分

し、これを各年次に配当する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

3 授業科目及び単位数は、全学共通科目群は別表第2に定め、経営学部は別表第3に定め、人文学部は別表第4に定め、教育学部は別表第5に定め、スポーツ健康科学部は別表第6に定め、健康栄養学部は別表7に定める。

(履修手続)

第24条 学生は、毎学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 授業科目の履修方法は、学部教務規程に定めるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第24条の2 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修の登録を認めることがある。

3 履修科目の登録の上限は、学部教務規程に定めるものとする。

(単位計算基準)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、原則として30時間の授業と授業外の学習を合わせ2単位とする。

(2) 演習については、原則として30時間の授業と授業外の学習を合わせ、授業方法によって1単位もしくは2単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、原則として30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一つの授業科目について、上記(1)～(3)二つ以上の授業形態の併用により授業運営される場合については、その組み合わせに応じ、認定する単位数を学則別表2以降に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位認定)

第27条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等による成績評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)、失格(F)の段階をもって表示し、不可(D)と失格(F)を不合格、その他を合格とする。

3 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100－90点	秀 (S)
89－80点	優 (A)
79－70点	良 (B)
69－60点	可 (C)
59－ 0点	不可 (D)
	失格 (F)

- 4 この評価基準により合格と評価された科目については別に定める単位を認定する。
- 5 前各項のほか、試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(追試験・再試験)

第 28 条 負傷・疾病又はやむを得ない事由により試験を受けなかった者で、医師の診断書又は事実を明らかにする証明書等を添付して届け出た者には、追試験を行うことができる。

- 2 前条の試験において不合格となった者には、再試験を行うことがある。
- 3 追試験及び再試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(本学の他学部における学修)

第 29 条 学生は、本学の他学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位は、卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 3 前項に関して必要な事項は、各学部において又は学部間の協議により別に定める。

(他大学における学修)

第 30 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学と他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協議に基づき、本学の学生が当該他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位を、教授会の議を経て本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 本学則第 20 条にもとづき本学の 3 年次に編入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、62 単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

(免許及び資格)

第 32 条 幼稚園、小学校の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法第 5 条及び教育職員免許法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 中学校、高等学校の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法第 5 条及び教育職員免許法施行規則により、本学が開設する所定の科目の及び単位を修得しなければならない。
- 3 所定の単位を修得した者は、別表第 8 に定める学校及び教科の教育職員免許状を取得することができる。
- 4 教育職員免許状を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は別に定める。

第 33 条 栄養士の免許証を得ようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令、並びに栄養士法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 栄養士の免許証を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は別に定める。

第 34 条 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令、並びに

管理栄養士学校指定規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は別に定める。

第35条 (削除)

2 (削除)

第36条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法、児童福祉法施行令、並びに児童福祉法施行規則により、本学が開設する所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 保育士の資格を得ようとする者の課程の履修、単位の修得に関する事項は別に定める。

第37条 諸資格を得ようとする者は、本学が開設する所定の科目及び単位を修得することにより、以下の各項に定める資格を取得することができる。

- 2 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法、博物館法施行令、並びに博物館法施行規則により、本学が開設する所定の科目の及び単位を修得しなければならない。
- 3 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法、図書館法施行令、並びに図書館法施行規則により、本学が開設する所定の科目の及び単位を修得しなければならない。
- 4 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法、並びに学校図書館司書教諭講習規程により、本学が開設する所定の科目の及び単位を修得しなければならない。
- 5 食品衛生監視員及び食品衛生管理者の資格を得ようとする者は、食品衛生法、食品衛生法施行令、並びに食品衛生法施行規則により、本学が開設する所定の科目の及び単位を修得しなければならない。

第4節 留学，休学，転学及び退学

(留学)

第38条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議により、学生が休学することなく当該外国の大学に留学することを認めることがある。

- 2 前項による留学期間は、1年を限度として、第13条に定める本学の修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中に外国の当該大学において修得した単位については、第30条の規定を準用する。
- 4 留学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第39条 疾病その他止むを得ない事由により3か月以上継続して修学できない者は、所定の書類を添えて願い出た上、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第13条の在学年限には算入しない。
- 6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、あらかじめ学長に届け出なければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、事由を詳記し、負傷又は疾病によるときは医師の診断書を添付し、保証人と連署して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第13条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第39条に基づく休学期間を超えてもなお復学できない者
- (4) 1年以上にわたり行方がわからない者

第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第43条 本学に4年以上在学し、学部教務規程に定める授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、教育学部教育学科については、128単位以上、健康栄養学部管理栄養学科については、135単位以上を修得した者とする。

2 本学則第13条及び前項の規定にかかわらず、修業年限に関しては、学部教務規程に基づき、特に優れた成績をあげた者について、教授会の議を経て3年以上の在学で足りるものとする場合がある。

(学士)

第44条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 経営学部	経営学科	学士(経営学)
人文学部	人文学科	学士(人文学)
教育学部	教育学科	学士(教育学)
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	学士(スポーツ健康科学)
健康栄養学部	管理栄養学科	学士(栄養学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当なる理由がなくて出席常でない者

- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生を懲戒しようとするときは、あらかじめ、委員会を設けてこれに諮問するものとする。

第7節 奨学生

(奨学生)

第47条 本学学生に奨学金を支給することができる。

- 2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第8節 厚生保健

(学生寮)

第48条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(厚生保健施設)

第49条 本学に、保健室及び学生相談室その他厚生等に関する施設を置く。

- 2 前項の施設の運営等については、別に定める。

(健康診断)

第50条 学生は、年1回の健康診断を受けなければならない。

第9節 科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第52条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て学長が科目等履修生（以下「履修生」という。）として履修を許可することができる。

- 2 履修生が履修した授業科目については、単位を与えることができる。成績の評価方法については、第27条の規定を準用する。
- 3 履修生の履修手続、履修検定料、履修登録料、履修料等は、履修生に関する規定の定めるところによる。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学における教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、外国人留学生として学長は入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人特別生)

第54条 外国人として第15条及び第20条の規定によらないで本学に入学を志願する者は、外国人特別生として、学長は、当該学部教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 外国人特別生に関して必要な事項は別に定める。

第 10 節 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第 55 条 入学検定料の額並びに学納金の種類及び額は、別表第 1-1 のとおりとする。

2 第 3 年次編入生における学納金の種類及び額は、別表第 1-2 のとおりとする。

(実習費等)

第 56 条 実習、演習等に要する費用は、別に納付しなければならない。

(納付金)

第 57 条 学納金の納付期は、毎年 4 月及び 10 月の 2 期とし、各期に年額の 2 分の 1 相当額を納付しなければならない。

(欠席・留学・停学の場合)

第 58 条 欠席期間中、第 38 条の適用を受ける留学期間中又は停学中の学納金は、全額納付しなければならない。

(休学・復学)

第 59 条 休学中の者は、授業料の 35%相当額を納付しなければならない。

2 休学者が復学したときは、復学した日の属する期から、学納金を全額納付しなければならない。

(既納金の取扱)

第 60 条 第 18 条の規定に基づいて学納金を納付した者が、当該学年度の初日の前日までに入学を辞退した場合は、本人の請求により、入学金を除き既納の納付金を返還する。

2 前項の場合を除き、既納の納付金は、一切、返還しない。

第 11 節 公開講座等

(公開講座)

第 61 条 地域社会の文化の向上に資するため、公開講座その他の教育を行う。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 12 節 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第 62 条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命達成に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項に基づく点検及び評価の実施項目、実施体制等に関する事項は別に定める。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定評価機関による認証評価を受けるものとする。

(教職員の職能開発)

第 63 条 本学は、教員が授業内容及び方法を改善し向上させるための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織は別に定める。

3 本学は、教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、職員の職能開発の場と機会を充実する。

附 則

この学則は、本学開設に関する文部大臣認可の日（平成 7 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 <別表 1 の改正>

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 4, 7, 27, 30, 31, 32, 42, 44, 47 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 5, 6, 9, 12, 22, 41, 45, 46, 52 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。

ただし、第 41 条に規定する卒業単位及び第 52 条に規定する学納金は、平成 13 年度の入学生から適用する。

附 則 <第 24, 41, 56 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 2, 3, 8, 15, 23, 25, 27, 32, 33, 34, 35, 36, 42, 43, 50 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 7, 8 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 3 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 7, 9 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 1, 2, 2-2, 3, 11, 12, 14, 24-2, 25, 27, 32, 33, 34, 35, 36, 42, 44, 52, 58, 62, 63 条（改正後）及び 別表の改正>

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <別表の改正>

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 23-1, 23-2, 32-2, 32-3, 37 条及び別表の改正>

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 2-2, 8-2, 19, 23, 25, 30, 31, 41, 43-2, 45, 51, 52-1 条及び別表の改正>

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 <第 2, 2-2, 3, 23, 44 条及び別表の改正>

1. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

2. 人間健康学部管理栄養学科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31

日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3. 平成 23 年度から平成 26 年度において人間健康学部管理栄養学科、健康栄養学部管理栄養学科の収容定員は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 23 年	人間健康学部管理栄養学科	240 人
	健康栄養学部管理栄養学科	80 人
平成 24 年	人間健康学部管理栄養学科	160 人
	健康栄養学部管理栄養学科	160 人
平成 25 年	人間健康学部管理栄養学科	80 人
	健康栄養学部管理栄養学科	240 人
平成 26 年	健康栄養学部管理栄養学科	320 人

附 則 <第 2、2-2、3、7、9、23、32、44 条及び別表の改正>

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
2. 人文学部発達教育学科及び人間健康学部人間健康学科は改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 平成 24 年度から平成 27 年度において、人文学部発達教育学科、教育学部教育学科、及び人間健康学部人間健康学科、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の収容定員は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 24 年	人文学部発達教育学科	300 人
	教育学部教育学科	150 人
	人間健康学部人間健康学科	750 人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	235 人
平成 25 年	人文学部発達教育学科	200 人
	教育学部教育学科	300 人
	人間健康学部人間健康学科	500 人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	470 人
平成 26 年	人文学部発達教育学科	100 人
	教育学部教育学科	455 人
	人間健康学部人間健康学科	250 人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	710 人
平成 27 年	教育学部教育学科	610 人
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	950 人

別表 第1-1

入学検定料	35,000 円
-------	----------

学納金

(単位：円)

科 目	1年次	2年次	3年次	4年次
入 学 金	250,000			
授 業 料 (年 費)	640,000	700,000	700,000	700,000
教 育 運 営 費 (年 費)	450,000	480,000	480,000	480,000
実 験 ・ 実 習 費 (年 費)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)
合 計	1,340,000 (1,390,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)

- (注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
2. 健康栄養学部管理栄養学科及び教育学部教育学科については、() 内実験・実習費 50,000 円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
3. 5年次以降は、4年次の金額とする。

別表 第1-2

入学検定料	35,000 円
-------	----------

学納金

(単位：円)

科 目	3年次	4年次
入 学 金	125,000	
授 業 料 (年 費)	700,000	700,000
教 育 運 営 費 (年 費)	480,000	480,000
実 験 ・ 実 習 費 (年 費)	(50,000)	(50,000)
合 計	1,305,000 (1,355,000)	1,180,000 (1,230,000)

- (注) 1. 東海学園大学短期大学部からの編入生については、入学金を免除する。
2. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
2. 健康栄養学部管理栄養学科及び教育学部教育学科については、() 内実験・実習費 50,000 円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
4. 5年次以降は、4年次の金額とする。

別表第2

▼全学共通科目群

			授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	全 学 共 通 科 目	共 生 の 理 解	共生人間論Ⅰ	1	2		
			共生人間論Ⅱ	3	2		
			共生人間論実習A	3		1	
			共生人間論実習B	1・2・3・4		1	
			共生人間論実習C	1・2・3・4		1	
			共生人間論実習D	1・2・3・4		1	
		共生人間論実習E	1・2・3・4		1		
		ス ポ ー ツ	スポーツ(バドミントン)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(テニス)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(バスケットボール)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(バレーボール)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(サッカー)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(ソフトボール)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(ゴルフ)	1・2・3・4		1	
			スポーツ(スイミング)	1・2・3・4		1	
	スポーツ(エアロビクス)		1・2・3・4		1		
	スポーツ(アクアビクス)		1・2・3・4		1		
	競技スポーツⅠ		1		1		
	競技スポーツⅡ		2		1		
	競技スポーツⅢ	3		1			
	本 文 化	日本文化(書道)	1・2・3・4		1		
		日本文化(茶道)	1・2・3・4		1		
		日本文化(華道)	1・2・3・4		1		
		日本文化(舞踊)	1・2・3・4		1		
		日本文化(能)	1・2・3・4		1		
		日本文化(歌舞伎)	1・2・3・4		1		
		日本文化(陶芸)	1・2・3・4		1		
		日本文化(武道)	1・2・3・4		1		
	キ ャ リ ア	キャリアデザインⅠ	1	2			
		キャリアデザインⅡ	1	2			
		キャリアサポートⅠ	2		2		
		キャリアサポートⅡ	2		2		
		キャリアサポートⅢ	3		2		
キャリア実践研究		3		2			
キャリア実務研究		3		2			
情報リテラシーⅠ		1		1			
情報リテラシーⅡ		1		1			

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	日本語	日本語表現法A(音声)	1		2		
		日本語表現法B(文章)	1		2		
	外国語	総合英語Ⅰ	1	1			
		総合英語Ⅱ	1	1			
		総合英語Ⅲ	2		1		
		英会話Ⅰ	1	1			
		英会話Ⅱ	1	1			
		英会話Ⅲ	2		1		
		基礎中国語Ⅰ	2		1		
		基礎中国語Ⅱ	2		1		
	共通科目	人文	哲学	1		2	
			倫理学	3		2	
			心理学	1		2	
			日本史	1		2	
			世界史	1		2	
			日本文学	1		2	
			外国文学	2		2	
			異文化理解	2		2	
			日本文化論	1		2	
			仏教文化史	1		2	
	社会	社会	憲法と基本権	1		2	
			社会生活と法	2		2	
			暮らしと経済	1		2	
			市民社会と政治	3		2	
			社会の成り立ち	1		2	
			高齢者と福祉	2		2	
			国際事情	3		2	
			社会保障論	2		2	
	社会と福祉	1		2			

			授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	全 学 共 通 科 目 群	自 然	健康と運動	1		2	
			生活と環境	1		2	
			自然と環境	1		2	
			生命の科学	1		2	
			生物学Ⅰ	1		2	
			生物学Ⅱ	1		2	
			化学Ⅰ	1		2	
			化学Ⅱ	1		2	
			物理学	1		2	
			数学	1		2	

別表第3

▼経営学部経営学科

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
専 門 科 目 群	経 営	経営基礎	1	2	
		経営学総論	1	2	
		経営史	2		2
		企業論	2		2
	営	企業社会責任論	3		2
		経営組織論	3		2
		経営戦略論	3		2
		人的資源管理論	2		2
	学	行動科学的管理論	2		2
		生産管理論	3		2
		販売管理論	3		2
		財務管理論	3		2
	部	経営情報論	2		2
		能力開発論	2		2
		環境ビジネス戦略	3		2
		中小企業経営論	2		2
	門	ベンチャー企業論	2		2
		マーケティング論	2		2
		商業経営論	2		2
		流通システム論	3		2
	商 学 部	マーケティングリサーチ	3		2
		消費者問題	2		2
		金融機関論	2		2
		証券論	3		2
	産 業 ・ 経 済 学 部 門	経済学Ⅰ(国際経済を含む)	1	2	
		経済学Ⅱ	1		2
		日本経済史	1		2
		ミクロ経済学Ⅰ	2		2
ミクロ経済学Ⅱ		2		2	
マクロ経済学Ⅰ		2		2	
マクロ経済学Ⅱ		2		2	
経済政策		3		2	
財政学		3		2	
金融論	3		2		

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
				必修	選択	自由
専 門 科 目	法 学 部 門	民法Ⅰ(総則・物権)	2		2	
		民法Ⅱ(債権)	2		2	
		商法	2		2	
		会社法	3		2	
		行政法	3		2	
		労働法	3		2	
		法律学	2		2	
	会 計 学 部 門	簿記原理Ⅰ	1	2		
		簿記原理Ⅱ	1		2	
		会計学原理Ⅰ	2		2	
		会計学原理Ⅱ	2		2	
		管理会計論	3		2	
		原価計算論	2		2	
		経営分析論	3		2	
		税務会計論	3		2	
		コンピュータ会計	2		2	
		商業簿記演習Ⅰ	1		2	
		商業簿記演習Ⅱ	1		2	
		工業簿記演習Ⅰ	2		2	
工業簿記演習Ⅱ	2		2			
人 文 社 会 科 学 部 門	地誌	2		2		
	人文地理学	3		2		
	自然地理学	3		2		
	政治学	3		2		
	社会学	1		2		
	地域福祉論	2		2		
ビ ジ ネ ス ベ ー シ ッ ク 部 門	ビジネスベーシックⅠ	1	2			
	ビジネスベーシックⅡ	1	2			
	ビジネス教養Ⅰ	2		2		
	ビジネス教養Ⅱ	2		2		
	ビジネス教養Ⅲ	3		2		
キ ャ リ ア デ ザ イ ン 部 門	キャリアデザインユニットⅠ	2		2		
	キャリアデザインユニットⅡ	2		2		
	キャリアデザインユニットⅢ	3		2		
	キャリアデザインユニットⅣ	3		2		
	T. A. Ⅰ	2		1		
	T. A. Ⅱ	2		1		
	T. A. Ⅲ	3		1		
	T. A. Ⅳ	3		1		
	大学生と雇用情勢	3		2		
	大学生と国際文化	2		2		

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
専	キャリアデザイン部門	ビジネス英語コミュニケーション演習Ⅰ(スピーキング)	2	2	
		ビジネス英語コミュニケーション演習Ⅱ(ライティング)	3	2	
		検定英語(TOEIC)Ⅰ	2	2	
		検定英語(TOEIC)Ⅱ	3	2	
		検定英語(TOEIC)Ⅲ	3	2	
		SPI英語Ⅰ	2	2	
		SPI英語Ⅱ	3	2	
		SPI英語Ⅲ	3	2	
		ビジネスデータ分析Ⅰ	2	2	
		ビジネスデータ分析Ⅱ	2	2	
科	ビジネスマネジメント部門	資格セミナー(1S)	1	2	
		資格セミナー(1A)	1	2	
		資格セミナー(2S)	2	2	
		資格セミナー(2A)	2	2	
		資格セミナー(3S)	3	2	
		資格セミナー(3A)	3	2	
		資格セミナー(4S)	4	2	
		資格セミナー(4A)	4	2	
		公務員対策講座(数的推理)	1	2	
		公務員対策講座(判断推理)	1	2	
		公務員対策講座(社会科学Ⅰ)	2	2	
		公務員対策講座(社会科学Ⅱ)	2	2	
		公務員対策講座(英文解釈Ⅰ)	2	2	
		公務員対策講座(英文解釈Ⅱ)	3	2	
		公務員対策講座(英文解釈Ⅲ)	3	2	
		公務員対策講座(人文科学Ⅰ)	3	2	
		公務員対策講座(人文科学Ⅱ)	3	2	
		公務員対策講座(自然科学Ⅰ)	3	2	
		公務員対策講座(自然科学Ⅱ)	3	2	
		公務員対策講座(文章理解Ⅰ)	3	2	
公務員対策講座(文章理解Ⅱ)	3	2			
公務員対策講座(実践演習)	4	2			
教採対策講座(一般教養Ⅰ)	2	2			
教採対策講座(一般教養Ⅱ)	3	2			
教採対策講座(一般教養Ⅲ)	3	2			
教採対策講座(一般教養Ⅳ)	4	2			

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
				必修	選択	自由
専 門	ビ ジ ネ ス マ ネ ジ メ ン ト 部 門	教採対策講座(教職教養Ⅰ)	2		2	
		教採対策講座(教職教養Ⅱ)	3		2	
		教採対策講座(教職教養Ⅲ)	3		2	
		教採対策講座(教職教養Ⅳ)	4		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅰ	2		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅱ	2		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅲ	3		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅳ	3		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅴ	4		2	
		中小企業診断士対策講座Ⅵ	4		2	
		金融資格セミナーⅠ	2		2	
		金融資格セミナーⅡ	2		2	
		金融資格セミナーⅢ	3		2	
		金融資格セミナーⅣ	3		2	
科 目	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 部 門	スポーツ(武道)	2		1	
		スポーツ(水泳)	2		1	
		スポーツ(ダンス)	2		1	
		スポーツ経営学	1		2	
		スポーツ経営管理学	3		2	
		スポーツ社会学	1		2	
		スポーツ心理学	2		2	
		スポーツリスクマネジメント	3		2	
		トレーニング実習	2		1	
		スポーツ原理	1		2	
		運動学	2		2	
		運動生理学	3		2	
		発育発達論	2		2	
		スポーツ指導論	2		2	
		トレーニング科学	2		2	
		野外運動論	3		2	
		野外運動実習	3		1	
		生理学	2		2	
衛生学	3		2			
公衆衛生学	2		2			
学校保健(学校安全を含む)	3		2			
小児保健	3		2			
精神保健	3		2			

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
専門科目群	スポーツマネジメント部門	救急処置法	2		2
		スポーツマネジメント実習Ⅰ	2		2
		スポーツマネジメント実習Ⅱ	2		2
		スポーツマネジメント実習Ⅲ	3		2
		スポーツマネジメント実習Ⅳ	3		2
		スポーツマネジメント実習Ⅴ	4		2
		スポーツマネジメント実習Ⅵ	4		2
演習科目群	演習	スチューデントスキルⅠ	1	2	
		スチューデントスキルⅡ	1	2	
		総合演習Ⅰ	2	2	
		総合演習Ⅱ	2	2	
		総合演習Ⅲ	3	2	
		総合演習Ⅳ	3	2	
		総合演習Ⅴ	4	2	
		卒業研究	4	2	
		専門演習A	2		2
		専門演習B	2		2
		専門演習C	3		2
		専門演習D	3		2
		オフィスアワーA	1		2
		オフィスアワーB	1		2
		インターンシップA	3		1
		インターンシップB	3		2
		海外研修Ⅰ	2		2
海外研修Ⅱ	2		2		
免許・資格関連科目群	職業指導	2			4
	教職概論	1			2
	教育原理	1			2
	発達心理学	2			2
	教育制度論	1			2
	教育課程論	2			2
	社会科教育法	2			4
	公民科教育法	3			4
	商業科教育法	2			4
	保健体育科教育法(陸上Ⅰ)	1			1
	保健体育科教育法(陸上Ⅱ)	2			1
	保健体育科教育法(体操・器械運動)	2			2
	保健体育科教育法(バスケットボール)	2			1
	保健体育科教育法(サッカー)	2			1
保健体育科教育法(授業理論)	3			2	

	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
免許・資格関連科目群	道徳教育指導論	2			2
	特別活動論	2			2
	教育方法・技術論	2			2
	生徒指導論(進路指導を含む)	3			2
	教育相談(カウンセリング基礎を含む)	2			2
	教育実習指導	3~4			1
	中学校教育実習	4			4
	高等学校教育実習	4			2
	教職実践演習(教諭)	4			2

別表第4

▼人文学部人文学科

			授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	心 理 行 動	心理学基礎論	1		2		
			教育心理学	2		2		
			社会心理学	1		2		
			実験心理学	2		2		
			感情心理学	2		2		
			人格心理学	3		2		
			比較行動学	3		2		
			調査法Ⅰ(質問紙作成技法)	2		2		
			調査法Ⅱ(データ分析)	2		2		
			生態系環境論	3		2		
			動物心理学	4		2		
			環境心理学	4		2		
			学習心理学	4		2		
			認知心理学	3		2		
			教育評価法	3		2		
		動	カウンセリング基礎	3		2		
			カウンセリング応用	3		2		
			臨床心理学	2		2		
			発達心理学	3		2		
			心理学研究法A(心理学論文読解)	3		2		
			心理学研究法B(心理学研究技法)	4		2		
			心理統計法	3		2		
			臨 床	心理学基礎実験	2		2	
				心理学特殊実験	2		2	
				心理診断法A(質問紙法)	2		2	
		心理診断法B(投影法)		3		2		
		行動観察法		3		2		
		応用心理学		3		2		
		ゲーミング・シミュレーション		4		2		
		群	アナ ウ ン ス ・ 情 報 メ デ ィ ア	障害児心理学	2		2	
				ライフサイクルと心理療法	2		2	
				マスコミ論	1		2	
				情報と著作権	1		2	
ジャーナリズム論	2				2			
放送文化論	2				2			
映像制作	2				2			
音声表現研究A(アナウンス)	3				2			
音声表現研究B(朗読)	3				2			
映像文化論	4				2			
放送番組研究	4		2					

		授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数			
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	アナウンス・情報メディア	広告文化論	3	2		
			新聞研究	3	2		
			出版文化論	1	2		
			演劇文化論	2	2		
			情報技術論	2	2		
			情報処理Ⅰ	2	2		
			情報処理Ⅱ	3	2		
			言語哲学	2	2		
			情報発信研究	3	2		
			ネットワーク技術論	1	2		
			図書館概論	1	2		
			専 門 科 目	創 作	創作入門	1	2
	ジェンダーと文学	3			2		
	現代文学	1			2		
	日本近代文学講読	1			2		
	ベストセラー研究	2			2		
	絵本研究	1			2		
	詩歌創作A	1			2		
	詩歌創作B	1			2		
	小説創作	3			4		
	文 芸	シナリオ脚本創作		3	4		
		エッセー・コラム創作		2	2		
		児童文学創作		2	2		
		ファンタジー論		4	2		
		俳句創作		2	2		
		日本近代文学史		2	2		
		日本近代文学研究		3	2		
		マ ン ガ ・ 映 像		マンガ研究A	1	2	
				マンガ研究B	2	2	
				マンガ制作A	1	2	
	マンガ制作B		1	2			
	マンガ制作C		2	2			
	マンガ制作D		2	2			
	キャラクター論A		1	2			
	キャラクター論B		2	2			
	アニメーション研究A		2	2			
	アニメーション研究B		3	2			
	マンガ・アニメーションの歴史		3	2			
	マンガのバックボーン	2	2				
	映画研究A	3	2				

			授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	マ ン ガ ・ 映 像		映画研究B	3		2	
			イメージと社会	3		2	
			絵画論	3		2	
			視覚文化論	4		2	
	日 本 語 ・ 日 本 文 化	専 門 科 目	総合中国Ⅰ	2		2	
			総合中国Ⅱ	3		2	
			中国文学概論	1		2	
			日本語学	1		2	
			日本古典文学史	1		2	
			日本考古学	2		2	
			地域文化論	2		2	
			民俗学	1		2	
			日本語史	2		2	
			東洋文化史	2		2	
			日本古典文学研究	2		2	
			芸能文化論	3		2	
			日本古典文学講読	3		2	
			漢文	2		2	
			日本語音声学	2		2	
			語彙論	3		2	
			日本語文法(現代語)	2		2	
			日本語コミュニケーション	3		2	
			社会言語学	3		2	
			日本語教授法	4		2	
	書道及び書道史	3		4			
	日本文化と文化財	2		2			
	博物館概論	2		2			
	英 語 ・ 国 際 文 化	英 語 群	英語演習Ⅰ	1		2	
			英語演習Ⅱ	2		2	
			英語演習Ⅲ	3		2	
			英語演習Ⅳ	4		2	
			リーディングⅠ(精読)	2		2	
			リーディングⅡ(多読)	3		2	
			メディア英語	1		2	
			プレゼンテーション	4		2	
			TOEIC演習	2		2	
			観光英語	3		2	
			翻訳演習	3		2	
			国際英語学	2		2	
	英語の構造	3		2			

			授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目 群	英 語 ・ 国 際 文 化	英語音声学	3		2	
			言語コミュニケーション論	2		2	
			異文化コミュニケーション	3		2	
			英語圏文化研究A	2		2	
			英語圏文化研究B	2		2	
			アメリカ文学研究	3		2	
			イギリス文学研究	4		2	
			フランス語と文化	1		2	
		多 文 化 共 生	地域福祉論	2		2	
			家族関係論	1		2	
			生涯学習概論	2		2	
			地球市民論	1		2	
			国際ボランティア	2		2	
			多文化理解Ⅰ(内なる異文化・移民社会)	2		2	
			多文化理解Ⅱ(南アジア)	2		2	
			多文化理解Ⅲ(東アジア)	2		2	
			多文化理解Ⅳ(ヨーロッパ)	3		2	
			障害者福祉論	1		2	
			社会福祉援助技術論	2		2	
			国際人権論	3		2	
	多文化共生体験実習	3		1			
	総合研究(仕事の世界)	2		2			
	教養演習A	2		2			
	教養演習B	3		2			
	演 習 科 目 群	演 習 科 目	基礎演習Ⅰ	1	2		
			基礎演習Ⅱ	1	2		
			基礎演習Ⅲ	2	2		
			基礎演習Ⅳ	2	2		
			専門演習Ⅰ	3	4		
			専門演習Ⅱ	4	4		
	免 許 ・ 資 格 関 連 科 目 群		教職概論	1			2
			教育原理	1			2
			教育制度論	1			2
			教育課程論	2			2
国語科教育法Ⅰ			2			4	
国語科教育法Ⅱ			3			4	
英語科教育法Ⅰ			2			4	
英語科教育法Ⅱ			3			4	
道徳教育指導論			2			2	
特別活動論			2			2	

	授業科目の名称	授業を行 う年次	単位数		
			必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	免 許 資 格 関 連 科 目 群	教育方法・技術論	2		2
		生徒指導論(進路指導を含む)	3		2
		教育相談(カウンセリング基礎を含む)	2		2
		教育実習指導	3・4		1
		中学校教育実習	4		4
		高等学校教育実習	4		2
		教職実践演習(教諭)	4		2
		日本語文法(古典語)	1		2
		中国文学講読	3		2
		博物館経営論	3		1
		博物館資料論	3		2
		博物館情報論	3		1
		博物館実習	4		3
		視聴覚メディア論	3		2
		図書館経営論	2		1
		図書館サービス論	2		2
		情報サービス概説	2		2
		レファレンスサービス演習	3		1
		情報検索演習	2		1
		図書館資料論	1		2
		専門資料論	3		1
		資料組織概説	1		2
		資料組織演習	2		2
		児童サービス論	2		1
		図書及び図書館史	2		1
		資料特論	2		1
		図書館特論	3		1
		学校経営と学校図書館	2		2
		学校図書館メディアの構成	3		2
		学習指導と学校図書館	2		2
		読書と豊かな人間性	3		2
		日本語教育実習	4		1

別表第5

▼教育学部教育学科

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 科 目	教育原理	1	2			
		保育原理	1	2			
		健康教育概論	1	2			
	専 門 科 目	こ こ ろ	教育心理学	2		2	
			発達心理学	2		2	
			臨床心理学	3		2	
		か ら だ	生理学	1		2	
			解剖学	1		2	
			栄養学	2		2	
		環 境	保育環境論	2		2	
			子どもと環境	1		2	
			家族関係論	4		2	
		社 会	国際理解	4		2	
			異文化コミュニケーション	3		2	
		展 開 応 用 科 目 の 分 野	こ こ ろ の 理 解 の 分 野	社会心理学	3		2
	カウンセリング			2		2	
	子ども理解			3		2	
	精神保健			2		2	
	発達臨床心理学			3		2	
	保育心理学演習			3		1	
	ヘルスカウンセリングⅠ			3		2	
	ヘルスカウンセリングⅡ			4		2	
	健康相談活動の理論及び方法			2		2	
	教育相談(幼・小)			3		2	
教育相談(カウンセリングを含む)(中・高・養)	2		2				

				授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			
						必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 開 発 用 科 目	展 開 の 分 野	健康教育の分野	医学概論	1		2		
				健康管理論	2		2		
				予防医学	3		2		
				病理学	2		2		
				衛生学	2		2		
				公衆衛生学	1		2		
				微生物学	2		2		
				免疫学	3		2		
				薬理概論	2		2		
				看護学	1		2		
				母子看護学	4		2		
				学校保健	1		2		
				養護実務演習Ⅰ(健康管理)	2		1		
				養護実務演習Ⅱ(健康教育)	3		1		
				保健統計学	3		2		
				救急処置法	1		2		
				子どもの保健Ⅰ	2		2		
				子どもの保健Ⅱ	2		2		
	子どもの保健(演習)	3		1					
	子ども体育Ⅰ	1		2					
	子ども体育Ⅱ	2		2					
	レクリエーション論	4		2					
	子どもの食と栄養	2		2					
	食品学	3		2					
	専 門 必 用 科 目	必 用 の 分 野	社会と福祉の分野	社会的養護	2		2		
				社会的養護内容	2		1		
				社会福祉論	3		2		
				児童家庭福祉	2		2		
				相談援助	3		1		
				障がい児保育	3		2		
				生涯学習論	4		2		
				表 現 の 分 野	表 現 の 分 野	音楽Ⅰ	1		2
音楽Ⅱ						1		1	
音楽Ⅲ						2		1	
音楽Ⅳ	2		1						
保育内容の研究・表現	2		2						
図画工作Ⅰ	2		2						
図画工作Ⅱ	2		2						
言語表現	2		1						

				授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
						必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 展 開	保 育 の 分 野	保育者論	1		2		
			保育課程論	2		2		
			保育内容総論	1		2		
			保育内容の研究・健康	1		2		
			保育内容の研究・人間関係	1		2		
			保育内容の研究・言葉	1		2		
			保育内容の研究・環境	1		2		
			幼児教育指導法	2		2		
			乳児保育	2		2		
			保育相談支援	3		1		
			家族支援論	3		2		
	応 用 科 目	教 育 基 礎 の 分 野	教職概論	1		2		
			養護概説	1		2		
			教育制度論	1		2		
			教育法	3		2		
			教育史	3		2		
	目	教 育 内 容 の 分 野	国語科研究(書写を含む)	2		2		
			社会科研究	1		2		
			算数科研究	2		2		
			理科学研究	2		2		
			生活科学研究	2		2		
			家庭科学研究	2		2		
			体育科学研究	2		2		
	外国語活動研究	3		2				

				授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
						必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 展 開 応 用 科 目	教 育 方 法 の 分 野	教育課程論(小学校)	2		2		
			教育課程論(中・高・養)	2		2		
			国語科教育法Ⅰ	3		2		
			国語科教育法Ⅱ	3		2		
			社会科教育法Ⅰ	2		2		
			社会科教育法Ⅱ	3		2		
			算数科教育法Ⅰ	3		2		
			算数科教育法Ⅱ	3		2		
			理科教育法Ⅰ	2		2		
			理科教育法Ⅱ	3		2		
			生活科教育法	2		2		
			音楽科教育法	3		2		
			図画工作科教育法	3		2		
			家庭科教育法	3		2		
			体育科教育法	3		2		
			外国語活動教育法	3		2		
			道德教育指導論(小学校)	3		2		
			道德教育指導論(中・養)	3		2		
			特別活動論(小学校)	3		2		
			特別活動論(中・高・養)	3		2		
			教育方法・技術論(幼・小)	3		2		
			教育方法・技術論(中・高・養)	2		2		
			生徒指導論(進路指導を含む)(小学校)	3		2		
			生徒指導論(養護教諭)	3		2		

				授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
						必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	展 開 実 習 の 用 分 野	実 習	保育実習Ⅰ	3		4	
				保育実習Ⅱ(保育所)	3		2	
				保育実習Ⅲ(施設)	4		2	
				保育実習指導Ⅰ	3		2	
				保育実習指導Ⅱ(保育所)	3		1	
				保育実習指導Ⅲ(施設)	4		1	
				教育実習(幼稚園)	4		4	
				教育実習指導(幼稚園)	3~4		1	
				保育・教職実践演習(幼稚園)	4		2	
				教育実習(小学校)	4		4	
		教育実習指導(小学校)	3~4		1			
		教職実践演習(教諭)	4		2			
		養護実習	4		4			
		養護実習指導	3~4		1			
		教職実践演習(養護教諭)	4		2			
		看護学実習Ⅰ(看護の基礎)	1~2		1			
		看護学実習Ⅱ(看護ケア)	2~3		1			
		救急処置実習	1		1			
		公衆衛生学実習	2		1			
					臨床実習Ⅰ	2~3		2
			臨床実習Ⅱ	3~4		2		
		演 習 科 目	演 習 科 目	基礎演習Ⅰ	1	2		
				基礎演習Ⅱ	1	2		
				基礎演習Ⅲ	2	2		
				基礎演習Ⅳ	2	2		
				専門演習Ⅰ	3	2		
				専門演習Ⅱ	3	2		
				専門演習Ⅲ	4	2		
				専門演習Ⅳ	4	2		
				教育キャリア演習Ⅰ	1		1	
				教育キャリア演習Ⅱ	2		1	
				教育キャリア演習Ⅲ	2		1	
				教育キャリア演習Ⅳ	3		1	
				教育キャリア演習Ⅴ	3		1	
				教育キャリア演習Ⅵ	4		1	

	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	免 許 資 格 関 連 科 目	生徒指導論(進路指導を含む)(中・高)	3		2
		教育実習(中学校)	4		4
		教育実習(高校)	4		2
		教育実習指導(中・高)	3~4		1
		英語科教育法Ⅰ	2		2
		英語科教育法Ⅱ	2		2
		英語科教育法Ⅲ	3		2
		英語科教育法Ⅳ	3		2
		保健科教育法Ⅰ	2		2
		保健科教育法Ⅱ	2		2
		保健科教育法Ⅲ	3		2
		保健科教育法Ⅳ	3		2
		英語学	2		2
		英語音声学	3		2
		英語の構造	3		2
		アメリカ文学研究	3		2
		イギリス文学研究	4		2
		英語演習Ⅰ	2		2
		英語演習Ⅱ	2		2
		英語演習Ⅲ	3		2
		リーディングⅠ(精読)	1		2
		リーディングⅡ(多読)	1		2
		TOEIC演習	3		2
		英語プレゼンテーション	4		2
		英語圏文化研究	1		2
		学校経営と学校図書館	2		2
		学校図書館メディアの構成	3		2
		学習指導と学校図書館	2		2
		読書と豊かな人間性	3		2
		視聴覚メディア論	3		2

別表第6

▼スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科

		授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
				必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	導 入 科 目	スポーツ科学概論	1	2		
		健康科学概論	1	2		
	基 礎 科 目	スポーツ医学	1		2	
		生理学	1		2	
		衛生学	2		2	
		公衆衛生学	1		2	
		機能解剖学	1		2	
		基 幹 科 目	バイオメカニクス	1		2
	トレーニング科学		2		2	
	運動生理学		2		2	
	健康管理論		2		2	
	体育原理		2		2	
	コーチング科学		2		2	
	スポーツ心理学		1		2	
	スポーツ社会学		2		2	
	展 開 科 目	予防医学	3		2	
		小児保健	3		2	
		精神保健	2		2	
		学校保健	2		2	
		救急処置法	3		2	
		救急処置実習	3		1	
		健康心理学	3		2	
		スポーツ栄養学	2		2	
		健康栄養食品学	3		2	
		発育・発達老化論	3		2	
		健康増進科学	3		2	
		生活習慣病と運動	3		2	
		体力測定・評価	3		2	
		運動処方 <small>の理論と実習 I</small>	2		2	
		運動処方 <small>の理論と実習 II</small>	3		2	
		スポーツ障害	3		2	
		トレーニング実習 I	2		1	
		トレーニング実習 II	2		1	
野外運動論	3		2			
野外運動実習 <small>(キャンプ)</small>	3		1			
体育経営管理学	3		2			
スポーツ政策論	4		2			
スポーツ環境論	3		2			

		授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
				必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	スポーツマネジメント論	4		2	
		スポーツレジャー論	4		2	
		スポーツマーケティング論	4		2	
		障がい者スポーツ論	3		2	
		レクリエーション論	2		2	
		レクリエーション実技Ⅰ	2		1	
		レクリエーション実技Ⅱ	2		1	
		スポーツ方法学実習(陸上Ⅰ)	1		1	
		スポーツ方法学実習(陸上Ⅱ)	1		1	
		スポーツ方法学実習(バスケットボール)	1		1	
		スポーツ方法学実習(ハレーボール)	1		1	
		スポーツ方法学実習(サッカー)	1		1	
		スポーツ方法学実習(ハンドボール)	1		1	
		スポーツ方法学実習(ウィンタースポーツ)	2		1	
		スポーツ実習(陸上)	1		1	
		スポーツ実習(バスケットボール)	1		1	
		スポーツ実習(ハレーボール)	1		1	
		スポーツ実習(サッカー)	1		1	
		スポーツ実習(ハンドボール)	1		1	
		スポーツ実習(体操)	2		1	
	スポーツ実習(水泳)	2		1		
	スポーツ実習(水中運動)	3		1		
	スポーツ実習(エアロビクスダンス)	3		1		
	スポーツ実習(マリンスポーツ)	2		1		
	スポーツ情報学	3		2		
	スポーツ統計学	2		1		
	運動生理学実験	2		1		
	バイオメカニクス実験	2		1		
	スポーツ心理学実験	2		1		
	コーチング科学実習	3		1		
	コンディショニング実習	3		1		
	アスレチックトレーニング	3		1		
	スポーツ指導論	2		2		
	生涯スポーツ論	3		2		
	地域スポーツ論	3		2		
	スポーツ審判法	4		2		
	水泳C級Ⅰ	3		1		
	水泳C級Ⅱ	3		1		
	インターンシップⅠ	3		1		
	インターンシップⅡ	3		1		

			授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数			
					必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	専 展		保健体育科教育法(陸上)	3		1		
			保健体育科教育法(体操・器械運動)	2		2		
			保健体育科教育法(球技)	3		1		
			保健体育科教育法(武道)	3		1		
			保健体育科教育法(水泳)	3		1		
			保健体育科教育法(ダンス)	3		1		
			保健体育科教育法(授業理論)	3		2		
			保健体育科教育法(体育理論)	3		2		
			体育史	2		2		
			教職概論	1		2		
	門 開			教育原理	1		2	
				発達心理学	2		2	
				教育制度論	2		2	
				教育課程論	2		2	
				道德教育指導論	3		2	
				特別活動論	2		2	
				教育方法・技術論	2		2	
				生徒指導論(進路指導を含む)	3		2	
				教育相談(カウンセリング基礎を含む)	2		2	
				教育実習指導	3~4		1	
	科 科			中学校教育実習	4		4	
				高等学校教育実習	4		2	
				教職実践演習(教諭)	4		2	
				教職演習Ⅰ	1		1	
				教職演習Ⅱ	2		1	
				教職演習Ⅲ	2		1	
				教職演習Ⅳ	3		1	
				教職演習Ⅴ	3		1	
				教職演習Ⅵ	4		1	
				目 目			スポーツコーチ演習Ⅰ	1
	スポーツコーチ演習Ⅱ	2					1	
	スポーツコーチ演習Ⅲ	2					1	
	スポーツコーチ演習Ⅳ	3					1	
スポーツコーチ演習Ⅴ	3		1					
スポーツコーチ演習Ⅵ	4		1					
健康トレーナー演習Ⅰ	1		1					
健康トレーナー演習Ⅱ	2		1					
健康トレーナー演習Ⅲ	2		1					
健康トレーナー演習Ⅳ	3		1					
健康トレーナー演習Ⅴ	3		1					
健康トレーナー演習Ⅵ	4		1					

			授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	演 習 科 目	演 習 科 目	基礎演習 I	1	2		
			基礎演習 II	1	2		
			専門基礎演習 I	2	2		
			専門基礎演習 II	2	2		
			専門演習 I	3	2		
			専門演習 II	3	2		
			専門演習 III	4	2		
			専門演習 IV	4	2		

別表第7

▼健康栄養学部管理栄養学科

		授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数				
				必修	選択	自由		
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 科 目	健康科学概論	1	2				
		環境健康科学	2	2				
	専 門 科 目	公衆衛生学	3	2				
		社会・健康福祉論	4	2				
		専 門	解剖生理学Ⅰ	1	2			
			解剖生理学Ⅱ	2	2			
			解剖生理学実験	2	1			
		基 礎 科 目	解剖生理学実習	4	1			
			生化学Ⅰ	1	2			
			基 礎	生化学Ⅱ	1	2		
				臨床検査実験	2	1		
			生化学実験	1	1			
			分 野	微生物学	2	2		
				病理学	2	2		
				病理学演習	3	2		
				食品学総論	1	2		
	目 目		野 科 目	食品学各論	2	2		
		食品学実験Ⅰ		1	1			
		食品学実験Ⅱ	2	1				
		調理学	1	2				
		調理学実習Ⅰ	1	1				
		調理学実習Ⅱ	1	1				
		調理学実験	2	1				
		食品衛生学	2	2				
		食品衛生学実験	2	1				
		群 分 野 科 目	専 門	基礎栄養学	1	2		
	基礎栄養学実習			2	1			
	分 野 科 目		応用栄養学総論	2	2			
			母子栄養学	2	2			
			中高年栄養学	3	2			
			応用栄養学実習Ⅰ	2	1			
			応用栄養学実習Ⅱ	3	1			
			栄養教育原論	1	2			
			栄養教育各論	2	2			
			栄養教育実習	3	1			
			栄養カウンセリング論	3	2			
栄養カウンセリング実習			3	1				
臨床栄養学Ⅰ(疾病・医療)	1	2						

			授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数		
					必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	専 門 分 野 科 目	専 門	臨床栄養学Ⅱ(病態・栄養管理)	1	2		
			臨床栄養学Ⅲ(高齢者・母子)	2	2		
			栄養治療学	3	2		
			臨床医薬概論	3	2		
			臨床栄養学実習Ⅰ	2	1		
			臨床栄養学実習Ⅱ	2	1		
			公衆栄養学	2	2		
			栄養情報演習	4	2		
			公衆栄養学実習	3	1		
			給食経営管理論	2	2		
			給食計画論	2	2		
			給食マネジメント実習Ⅰ	2	1		
			給食マネジメント実習Ⅱ	2	1		
			栄養総合演習Ⅰ	3	1		
			栄養総合演習Ⅱ	3	1		
	給食経営管理臨地実習	3	1				
	臨床栄養・公衆栄養臨地実習	3	3				
	周 辺 領 域 科 目	周 辺 領 域	医学一般	1	2		
			運動生理学	3		2	
			健康食品学	3		2	
			食品機能論	3		2	
			食品開発論	4		2	
			食品分析論	3		2	
			情報処理統計演習	2		1	
			スポーツ栄養学	3		2	
			スポーツ栄養学実習	3		1	
			地域保健活動論	4		2	
臨床栄養活動論			3		2		
食育指導論Ⅰ			2		2		
食育指導論Ⅱ	3		2				
演 習 科 目 群	演 習 科 目	基礎演習Ⅰ	1	2			
		基礎演習Ⅱ	1	2			
		栄養科学演習Ⅰ	2	2			
		栄養科学演習Ⅱ	2	2			
		専門演習Ⅰ	3	4			
		専門演習Ⅱ	4	4			
		栄養総合演習Ⅲ	4	1			
		栄養総合演習Ⅳ	4	1			

	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
			必修	選択	自由
授 業 科 目 の 概 要	免 許 資 格 関 連 科 目 群	教職概論	1		2
		教育原理	1		2
		発達心理学	2		2
		教育心理学	2		2
		教育制度論	1		2
		教育課程論	2		2
		道徳教育指導論	2		2
		特別活動論	2		2
		教育方法・技術論	2		2
		生徒指導論(進路指導を含む)	3		2
		教育相談(カウンセリング基礎を含む)	2		2
		学校栄養教育実習指導	3~4		1
		学校栄養教育実習	4		1
		教職実践演習(栄養教諭)	4		2
		食品微生物学	3		2
		応用微生物学	3		2
		発酵化学	3		2
		食品工学	3		2
		畜産品製造学	4		2
		農産品製造学	4		2
		食品鑑別演習	4		1
		食糧経済	4		2
		フードスペシャリスト論	3		2
		フードコーディネーター論	3		2
		基礎化学Ⅰ	1		2
		基礎化学Ⅱ	1		2

別表 第8

免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 種
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免(社会) 高等学校教諭一種免(公民) 高等学校教諭一種免(商業)
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免(国語) 高等学校教諭一種免(国語) 中学校教諭一種免(英語) 高等学校教諭一種免(英語)
教育学部	教育学科	幼稚園教諭一種免 小学校教諭一種免 中学校教諭一種免(英語) 高等学校教諭一種免(英語) 中学校教諭一種免(保健) 高等学校教諭一種免(保健) 養護教諭一種免
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中学校教諭一種免(保健体育) 高等学校教諭一種免(保健体育)
健康栄養学部	管理栄養学科	栄養教諭一種免

栄養士養成課程履修証明書

本籍地 _____
氏名 _____
平成 年 月 日生

上記の者は、下記の栄養士養成課程を履修したことを証明する。
平成 年 月 日

学校法人 東海学園
東海学園大学
健康栄養学部 管理栄養学科
学長 袖山 榮真

記

教育内容	規定単位		学則規定科目	学則規定単位		本人履修単位	備考	
	講義演習	実験実習		講義演習	実験実習			
専 門 教 育 科 目	社会生活と健康	4	公衆衛生学	2				
	人体の構造と機能	8	4	社会・健康福祉論	2			
				解剖生理学Ⅰ	2			
				解剖生理学Ⅱ	2			
				解剖生理学実験		1		
				生化学Ⅰ	2			
				臨床検査実験		1		
	食品と衛生	6		病理学	2			
				食品学総論（注1）	2			
				食品学各論	2			
				食品学実験Ⅰ		1		
				食品衛生学	2			
	栄養と健康	8	10	食品衛生学実験		1		
				基礎栄養学	2			
				基礎栄養学実習		1		
				応用栄養学総論	2			
臨床栄養学Ⅰ（疾病・医療）				2				
臨床栄養学Ⅱ（病態・栄養管理）				2				
臨床栄養学Ⅲ（高齢者・母子）				2				
臨床栄養学実習Ⅰ					1			
栄養の指導	6		臨床栄養学実習Ⅱ		1			
			栄養教育原論（注2）	2				
			栄養教育各論	2				
			栄養教育実習		1			
			栄養カウンセリング論	2				
			栄養カウンセリング実習		1			
			公衆栄養学	2				
給食の運営	4		公衆栄養学実習		1			
			給食経営管理論（注3）	2				
			給食計画論	2				
			給食マネジメント実習Ⅰ		1			
			給食経営管理臨地実習（注4）		1			
			調理学	2				
			調理学実習Ⅰ		1			
調理学実習Ⅱ		1						
		36	14	小計	42	14		
		50	合計		56			

注1：食品加工学を含む
注2：栄養指導論を含む

注3：給食実務論を含む
注4：給食の運営に係る校外実習の1単位を含む

東海学園大学学則の一部改正について

1 改正の目的

新学部（教育学部、スポーツ健康科学部）の設置に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 新学部（第2条、第2条の2、第3条関係）

学部名、学科名、教育方針、学生定員を定める。

(2) 新学部（第23条 別表5・6関係）

授業科目を定める。

(3) 新学部の卒業（第43条関係）

新学部の卒業認定単位を定める。

(4) 学士（第44条関係）

学部の卒業生に授与する学位を定める。

(5) 新学部の学納金（第55条 別表1関係）

新学部の学納金を定める。

3 改正の時期

平成24年4月1日

東海学園大学学則変更部分の新旧対照表

(平成24年4月1日改正施行)

新	旧																																																																					
<p>(学部、学科及び教育方針)</p> <p>第2条 本学に、次の学部学科を置く。</p> <p>経営学部 経営学科 人文学部 人文学科 <u>教育学部 教育学科</u> <u>スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科</u> 健康栄養学部 管理栄養学科</p> <p>第2条の2</p> <p>(1) 経営学部 経営学部経営学科は、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営の基本を教育する。あわせて、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を培う総合的教育を行い、確かな知識・技能を身に付けた人材の養成を目指す。</p> <p>(2) 人文学部 人文学部人文学科は、<u>人文学及び教育・保育学の研究成果に基づき、人間の心理・行動・発達の解明、コミュニケーション能力の向上及び社会と文化の理解を通じて人間教育を行い、地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材を養成する。</u></p> <p>(3) 教育学部 <u>教育学部教育学科は幼稚園教諭、保育士、小学校・中学校・高等学校の教諭あるいは養護教諭として人を慈しみ、使命感を抱いて社会貢献を行うことができる保育者・教育者を養成する。</u></p> <p>(4) <u>スポーツ健康科学部</u> <u>スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科は、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的、精神的、文化的な健康観を科学的、総合的に探究し、健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性をもった人材を養成する。</u></p> <p>(5) 健康栄養学部 健康栄養学部管理栄養学科は、国民の健康保持増進に貢献する栄養士、管理栄養士などを養成する。病院や学校、福祉施設、事業所給食施設などの現場にて「食」を通じて健康を支える専門的な人材を養成する。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第3条 学生定員は、次のとおりとする。</p>	<p>(学部、学科及び教育方針)</p> <p>第2条 本学に、次の学部学科を置く。</p> <p>経営学部 経営学科 人文学部 人文学科 発達教育学科 人間健康学部 人間健康学科 健康栄養学部 管理栄養学科</p> <p>第2条の2</p> <p>(1) 経営学部 経営学部経営学科は、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営の基本を教育する。あわせて、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を培う総合的教育を行い、確かな知識・技能を身に付けた人材の養成を目指す。</p> <p>(2) 人文学部 人文学部は、<u>人文学及び教育・保育学の研究成果に基づき、人間の心理・行動・発達の解明、コミュニケーション能力の向上及び社会と文化の理解を通じて人間教育を行う。特に、人文学科においては地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材を、また発達教育学科においては幼稚園・小学校・中学校・高等学校教員及び保育士等として子どもの発達を支援する人材を養成する。</u></p> <p>(3) 人間健康学部 <u>人間健康学部人間健康学科は健康社会の実現に貢献できる人材の育成を目指す。人文、社会、自然科学等を多角的、総合的に学び健康社会の構築に不可欠な人間らしさを追求し、人間生活の基盤である「からだ・健康づくり」の担い手の育成を目標とする。</u></p> <p>(4) 健康栄養学部 健康栄養学部管理栄養学科は、国民の健康保持増進に貢献する栄養士、管理栄養士などを養成する。病院や学校、福祉施設、事業所給食施設などの現場にて「食」を通じて健康を支える専門的な人材を養成する。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第3条 学生定員は、次のとおりとする。</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営学部</td> <td>経営学科</td> <td>人 230</td> <td>人 5</td> <td>人 930</td> </tr> <tr> <td>人文学部</td> <td>人文学科</td> <td>200</td> <td>5</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>教育学部</td> <td>教育学科</td> <td>150</td> <td>5</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>スポーツ健康科学部</td> <td>スポーツ健康科学科</td> <td>235</td> <td>5</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>健康栄養学部</td> <td>管理栄養学科</td> <td>80</td> <td>—</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>895</td> <td>20</td> <td>3,620</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員	経営学部	経営学科	人 230	人 5	人 930	人文学部	人文学科	200	5	810	教育学部	教育学科	150	5	610	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	235	5	950	健康栄養学部	管理栄養学科	80	—	320	合計		895	20	3,620	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営学部</td> <td>経営学科</td> <td>人 230</td> <td>人 20</td> <td>人 960</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人文学部</td> <td>人文学科</td> <td>200</td> <td>30</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td>発達教育学科</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>人間健康学部</td> <td>人間健康学科</td> <td>250</td> <td>30</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>健康栄養学部</td> <td>管理栄養学科</td> <td>80</td> <td>—</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>860</td> <td>90</td> <td>3,620</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員	経営学部	経営学科	人 230	人 20	人 960	人文学部	人文学科	200	30	860	発達教育学科	100	10	420	人間健康学部	人間健康学科	250	30	1,060	健康栄養学部	管理栄養学科	80	—	320	合計		860	90	3,620
学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員																																																																		
経営学部	経営学科	人 230	人 5	人 930																																																																		
人文学部	人文学科	200	5	810																																																																		
教育学部	教育学科	150	5	610																																																																		
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	235	5	950																																																																		
健康栄養学部	管理栄養学科	80	—	320																																																																		
合計		895	20	3,620																																																																		
学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員																																																																		
経営学部	経営学科	人 230	人 20	人 960																																																																		
人文学部	人文学科	200	30	860																																																																		
	発達教育学科	100	10	420																																																																		
人間健康学部	人間健康学科	250	30	1,060																																																																		
健康栄養学部	管理栄養学科	80	—	320																																																																		
合計		860	90	3,620																																																																		

(授業科目)

第 23 条 授業科目は、全学共通科目群、専門科目群、演習科目群及び免許・資格関連科目群に区分し、これを各年次に配当する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

3 授業科目及び単位数は、全学共通科目群は別表第 2、経営学部は別表第 3、人文学部は別表第 4、教育学部は別表第 5、スポーツ健康科学部は別表第 6 に定め、健康栄養学部は別表 7 に定める。

(卒業)

第 43 条 本学に 4 年以上在学し、学部教務規程に定める授業科目を履修し、124 単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、教育学部教育学科については、128 単位以上、健康栄養学部管理栄養学科については、135 単位以上を修得した者とする。

2 本学則第 13 条及び前項の規定にかかわらず、修業年限に関しては、学部教務規程に基づき、特に優れた成績をあげた者について、教授会の議を経て 3 年以上の在学で足りるものとする場合がある。

(学士)

第 44 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 経営学部	経営学科	学士 (経営学)
人文学部	人文学科	学士 (人文学)
教育学部	教育学科	学士 (教育学)
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	学士 (スポーツ健康科学)
健康栄養学部	管理栄養学科	学士 (栄養学)

附則 <第 2、2-2、3、23、35、43、44 条及び別表の改正>

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
 - 人文学部発達教育学科及び人間健康学部人間健康学科は改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 平成 24 年度から平成 27 年度において、人文学部発達教育学科、教育学部教育学科、及び人間健康学部人間健康学科、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の収容定員は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- | | | |
|---------|--------------------|-------|
| 平成 24 年 | 人文学部発達教育学科 | 300 人 |
| | 教育学部教育学科 | 150 人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 750 人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 235 人 |
| 平成 25 年 | 人文学部発達教育学科 | 200 人 |
| | 教育学部教育学科 | 300 人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 500 人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 470 人 |
| 平成 26 年 | 人文学部発達教育学科 | 100 人 |
| | 教育学部教育学科 | 455 人 |
| | 人間健康学部人間健康学科 | 250 人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 710 人 |
| 平成 27 年 | 教育学部教育学科 | 610 人 |
| | スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 | 950 人 |

(授業科目)

第 23 条 授業科目は、全学共通科目群、専門科目群、演習科目群及び免許・資格関連科目群に区分し、これを各年次に配当する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

3 授業科目及び単位数は、全学共通科目群は別表第 2、経営学部は別表第 3、人文学部は別表第 4、人間健康部は別表第 5、健康栄養学部は別表第 6 に定める。

(卒業)

第 43 条 本学に 4 年以上在学し、学部教務規程に定める授業科目を履修し、124 単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、健康栄養学部管理栄養学科については、135 単位以上を修得した者とする。

2 本学則第 13 条及び前項の規定にかかわらず、修業年限に関しては、学部教務規程に基づき、特に優れた成績をあげた者について、教授会の議を経て 3 年以上の在学で足りるものとする場合がある。

(学士)

第 44 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 経営学部	経営学科	学士 (経営学)
人文学部	人文学科	学士 (人文学)
	発達教育学科	学士 (発達教育学)
人間健康学部	人間健康学科	学士 (人間健康学)
健康栄養学部	管理栄養学科	学士 (栄養学)

附則 <第 2、2-2、3、23、43、44 条及び別表の改正>

東海学園大学学則変更部分の新旧対照表

(平成24年4月1日改正施行)

新					旧				
別表第1-1					別表第1-1				
入学検定料		35,000円			入学検定料		35,000円		
学納金					学納金				
(単位:円)					(単位:円)				
科目	1年次	2年次	3年次	4年次	科目	1年次	2年次	3年次	4年次
入学金	250,000				入学金	250,000			
授業料 (年費)	640,000	700,000	700,000	700,000	授業料 (年費)	640,000	700,000	700,000	700,000
教育運 営費 (年費)	450,000	480,000	480,000	480,000	教育運 営費 (年費)	450,000	480,000	480,000	480,000
実験・ 実習費 (年費)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	実験・ 実習費 (年費)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)
合計	1,340,000 (1,390,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)	合計	1,340,000 (1,390,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)	1,180,000 (1,230,000)
(注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 2. 健康栄養学部管理栄養学科及び教育学部教育学科については、()内実験・実習費 50,000円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 3. 5年次以降は、4年次の金額とする。					(注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 2. 健康栄養学部管理栄養学科及び人文学部発達教育学科については、()内実験・実習費 50,000円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 3. 5年次以降は、4年次の金額とする。				
別表第1-2					別表第1-2				
入学検定料		35,000円			入学検定料		35,000円		
学納金					学納金				
(単位:円)					(単位:円)				
科目		3年次	4年次		科目		3年次	4年次	
入学金		125,000			入学金		125,000		
授業料 (年費)		700,000	700,000		授業料 (年費)		700,000	700,000	
教育運営費 (年費)		480,000	480,000		教育運営費 (年費)		480,000	480,000	
実験・実習費 (年費)		(50,000)	(50,000)		実験・実習費 (年費)		(50,000)	(50,000)	
合計		1,305,000 (1,355,000)	1,180,000 (1,230,000)		合計		1,305,000 (1,355,000)	1,180,000 (1,230,000)	
(注) 1. 東海学園大学短期大学部からの編入生については、入学金を免除する。 2. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 3. 健康栄養学部管理栄養学科及び教育学部教育学科については、()内実験・実習費 50,000円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 4. 5年次以降は、4年次の金額とする。					(注) 1. 東海学園大学短期大学部からの編入生については、入学金を免除する。 2. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 3. 健康栄養学部管理栄養学科及び人文学部発達教育学科については、()内実験・実習費 50,000円を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。 4. 5年次以降は、4年次の金額とする。				

東海学園大学学則変更部分の新旧対照表

(平成24年4月1日改正施行)

新			旧		
別表 第8 免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。			別表 第7 免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。		
学 部	学 科	免 許 種	学 部	学 科	免 許 種
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免 (社会) 高等学校教諭一種免 (公民) 高等学校教諭一種免 (商業)	経営学部	経営学科	中学校教諭一種免 (社会) 高等学校教諭一種免 (公民) 高等学校教諭一種免 (商業) <u>中学校教諭一種免 (保健体育)</u> 高等学校教諭一種免 (保健体育)
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免 (国語) 高等学校教諭一種免 (国語) 中学校教諭一種免 (英語) 高等学校教諭一種免 (英語)	人文学部	人文学科	中学校教諭一種免 (国語) 高等学校教諭一種免 (国語) 中学校教諭一種免 (英語) 高等学校教諭一種免 (英語)
教育学部	教育学科	幼稚園教諭一種免 小学校教諭一種免 中学校教諭一種免 (英語) 高等学校教諭一種免 (英語) <u>中学校教諭一種免 (保健)</u> <u>高等学校教諭一種免 (保健)</u> 養護教諭一種免	人文学部	発達教育 学科	幼稚園教諭一種免 小学校教諭一種免 中学校教諭一種免 (英語) 高等学校教諭一種免 (英語)
<u>スポーツ 健康科学 部</u>	<u>スポーツ 健康科学 科</u>	中学校教諭一種免 (保健体育) 高等学校教諭一種免 (保健体育)	人間健康 学部	人間健康 学科	中学校教諭一種免 (保健体育) 高等学校教諭一種免 (保健体育) <u>中学校教諭一種免 (保健)</u> <u>高等学校教諭一種免 (保健)</u> <u>養護教諭一種免</u>
健康栄養 学部	管理栄養 学科	栄養教諭一種免	健康栄養 学部	管理栄養 学科	栄養教諭一種免

東海学園大学学部教授会規程

第1条 この規程は、本学学則（以下「学則」という）第9条に基づき学部ごとに教授会を置き、その組織及び運営等について定める。

第2条 教授会は、学部ごとの教授、准教授、講師及び助教により組織する。

第3条 教授会は学部長が招集し、議長となる。

2 教授会は月2回の開催を原則とする。

3 学部長は、構成員総数の3分の2以上の者から要求があった場合、教授会を招集しなければならない。

第4条 教授会は、学部長の諮問に応じて学則第9条第3項に定める事項を審議する。

(1) 教育課程並びに教育・研究に関する組織及び運営に関する事項

(2) 学生の入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関する事項

(3) 学則及び本学の教育・研究に関する諸規程に関する事項

(4) 試験及び単位認定に関する事項

(5) 教育職員の人事に関する事項

(6) 前各号のほか、本学の運営に関し学長が必要と認めた事項

2 学則第43条に定める学生の卒業に関する事項を審議する。

第5条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議事は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

3 前項第5号による教育職員の人事に関する議事については「東海学園大学専任教員採用規程」及び「同教員昇任規程」による。

第6条 教授会が必要と認めた場合は、構成員以外の職員を出席させることができる。

第7条 この規程の改正は、大学評議会で行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 従前の教授会規程は、この規程の施行の日をもって廃止する。

3 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する（学校教育法の改正による）。